

**PART 560—イランに対する取引及び制裁規則 (ITSR)****Subpart A—他の法律及び規則と、このパートとの関係**

(省略)

**Subpart B—禁止事項****§ 560. 204 イランへの貨物、技術又は役務の禁止されている輸出、再輸出、販売又は供給**

本章に基づいて別途認可されている場合を除いて、及び1995年5月7日以前に締結された契約又は与えられた輸出許可若しくは認可にかかわらず、米国からの又は米国人（所在地に関わらない）によるイラン又はイラン政府への貨物、技術又は役務の輸出、再輸出、販売又は供給は、直接或いは間接をとわず、禁止されている（次の(a)又は(b)について知っているか知り得る状況において企てられた第三国に所在する者への貨物、技術又は役務の輸出、再輸出、販売又は供給を含む）

- (a) 当該貨物、技術若しくは役務が、直接的若しくは間接的に、イラン若しくはイラン政府に供給、輸送若しくは再輸出することを明らかに目的としている；又は
- (b) 当該貨物、技術若しくは役務が、全量若しくは大部分がイラン若しくはイラン政府に、直接的若しくは間接的に、提供、輸送若しくは再輸出される貨物、技術若しくは役務の製造での使用、それらへの混合、若しくはそれらへの組み込みを明らかに意図している。

[64 FR 20170, Apr. 26, 1999; 77 FR 64668, Oct. 22, 2012]

**§ 560. 205 米国人以外の者によるイラン又はイラン政府への貨物、技術又は役務の禁止されている再輸出；適用除外**

(a) 本章に基づいて別途認可される場合を除いて、及び1995年5月7日以前に締結された契約又は与えられた輸出許可若しくは認可にかかわらず、米国から輸出された貨物、技術又は役務の、米国人以外の者による第三国からの直接的若しくは間接的な再輸出について、以下に該当する場合、禁止されている：

- (1) 再輸出が、明らかにイラン又はイラン政府を目的とすることを知っているか知り得る状況において企てられた；かつ
- (2) 当該貨物、技術又は役務の米国からイランへの輸出が、1995年5月6日時点で効力を有する米国規則のもとに輸出許可申請の要求事項の対象であった場合、又はそれ以降において本章とは別個に課せられる上記の要求事項の対象とされている場合（§ 560. 414を参照のこと）。

(b) 本節の(a)項の禁止事項は、輸出許可申請の要求事項の対象となる上記の貨物又は技術であっても、その貨物又は技術が次のいずれかに該当する場合、適用されないものとする：

- (1) 米国外にある外国製品に実質的に変質を加えられたもの；又は
- (2) 米国外にある外国製品に組込まれたものであって、本節の(a) (2)項で定められる貨物及び技術の合計価額が、第三国から輸出される外国製品の総価額の10%未満である場合（§ 560. 420を参照のこと）。

**§ 560. 205 (b) の注：**米国原産の貨物又は技術（外国製品に組込まれたもの又は実質的に変質を加えられたものを含む）の再輸出について、本節で禁止されない場合であっても、輸出管理規則(15 CFR parts 730–774)のもとに商務省により、或いは国際武器取引規則(22 CFR 123.9)のもとに米国国務省により許可を要求される場合がある。

(c) 米国人による再輸出又は米国からの再輸出は、本章の他の節（§ 560. 204及び§ 560. 206を含む）が適用される。

[64 FR 20170, Apr. 26, 1999; 77 FR 64668, Oct. 22, 2012]

**Subpart C—一般定義****§ 560. 313 イラン政府により所有又は管理されている団体**

用語イラン政府により所有又は管理されている団体には、イラン政府が50%以上の株式又は経営権を所有している企業、合名会社、協会又はその他の団体、並びにその他の形態で当該政府により管理されている団体が含まれる。

[54 FR 16170, Mar. 20, 2012]

#### Subpart D—解釈

##### § 560. 414 1995年5月7日以前に輸出された特定の米国原産の貨物の再輸出

§ 560. 205における再輸出の禁止事項は、次に該当する場合、1995年5月7日午前12時01分(東部夏時間)以前に米国から輸出された米国原産の貨物又は技術には適用されない：

- (a) これらの貨物又は技術が、1995年5月7日午前12時01分(東部夏時間)時点で、米国人の所有物ではなかったもの；及び、
- (b) 米国原産の貨物又は技術のイラン又はイラン政府への再輸出が、1995年5月6日以前に効力を有していた米国の規則のもとで再輸出(輸出に対するものとしての再輸出)の輸出許可申請要求事項の対象ではなかったもの。

##### § 560. 414 の注1：

本節の除外条項は、数ある中でも、1995年5月6日時点で米国商務省の輸出管理規則(15 CFR parts 730から774)のもとにECCN 2A994；3A993；5A992；5A995；6A990；6A994；7A994；8A992；8A994；9A990；9A992；及び9A994として分類されていた貨物であって、1995年5月7日午前12時01分(東部夏時間)以前に米国から輸出されたもののうち、1995年5月7日午前12時01分(東部夏時間)時点で米国人の所有物ではなかったものに適用される。1999年4月26日時点で、この注で対象とされる品目は、ECCN 2A994；3A992. a；5A991. f；5A992. a及び. c；6A991；6A998. a；7A994；8A992. d、. e、. f及び. g；9A990. a 及び . b；並びに 9A991. d 及び . e. に分類されるものである。

##### § 560. 414 の注2：

米国原産の貨物若しくは技術の再輸出であって、本節の(a)項の条件に合致するもの、或いは§ 560. 205の適用範囲外のものであっても、イラン又はイラン政府への再輸出に対して、米国政府の他の機関による特定の輸出許可が要求される場合がある。例えば、(a)項の条件に合致する品目であっても、輸出管理規則の条項における最終需要者最終用途政策(15 CFR part 744)のもとに、輸出許可を必要とする場合がある。

[64 FR 20172, Apr. 26, 1999；77 FR 64668, Oct. 22, 2012]

##### § 560. 420 米国原産の貨物又は技術を含んでいる特定の外国製品の米国人以外の者による再輸出

§ 560. 205(b)(2)のde minimis成分の除外規則を満たすためには：

- (a) § 560. 205の定義に該当する米国原産の貨物(ソフトウェアを除く)の構成比率は、外国製の貨物(ソフトウェアを除く)の総額の10パーセント未満でなければならない；
- (b) § 560. 205の定義に該当する米国原産のソフトウェアの構成比率は、外国製ソフトウェアの総額の10パーセント未満でなければならない；
- (c) § 560. 205の定義に該当する米国原産の技術の構成比率は、外国製技術の総額の10パーセント未満でなければならない；並びに
- (d) § 560. 205の定義に該当する米国原産の貨物(ソフトウェアを含む)と技術を組合せて製造された複合製品に関係する場合、外国製品に含まれるすべての当該米国原産貨物(ソフトウェアを含む)及び当該技術の合計価額が、外国製品の総額の10パーセント未満でなければならない。

##### § 560. 420の注1：

§ 560. 205(b)(1)と(b)(2)及び本節に掲げる適用除外にもかかわらず、§ 560. 205の定義に該当する米国原産品目のイラン又はイラン政府への再輸出は、これらの米国原産貨物(ソフトウェアを含む)又は当該技術が、他の米国政府機関により施行される規則のもとに禁止されている最終用途又は最終需要者に向けられる外国製の最終製品に実質的に変質を加えられたり、組込まれてい

る場合、禁止されている。例えば、輸出管理規則 (31 CFR 736.2(b)(5)、744.2、744.3、744.4、744.7及び744.10)；国際武器取引規則 (22 CFR 123.9) を参照のこと。

**§ 560.420の注2：**

§ 560.205で禁止されない再輸出であっても、米国商務省、米国国務省又はその他の米国政府機関による許可を必要とする場合がある。

**§ 560.420の注3：**

§ 560.205及び本節の条項は、米国人以外の者にのみ適用される。

[64 FR 20173, Apr. 26, 1999; 77 FR 64668, Oct. 22, 2012]

**Subpart E— 輸出許可、認可及び輸出許可政策の説明**

**§ 560.511 [Reserved]**

**§ 560.530 農業貨物、医薬品及び医療機器並びに関連する特定のソフトウェアおよび役務の商業的な販売、輸出、及び再輸出**

(a) (1) 1年間の輸出許可要求事項

(i) イラン政府、イラン国内の個人若しくは団体、又は上記のいずれかに専用で再販するために購入する第三国の国民への農業貨物、医薬品及び医療機器の輸出又は再輸出であって、本節の(a)(2)から(a)(4)項のゼネラルライセンス(本節の(a)(1)(ii)項で示される)により対象とされないものは、海外資産管理局(“OFAC”)により発行された1年間の特定輸出許可に基づいて、その輸出許可の1年間の間に締結された契約に対してのみ行わなければならない。さらに、その契約の署名日に始まる12か月以内に出荷しなければならない。イランにおいて国際テロを助長している団体若しくは個人、大統領令12947(60 FR 5079, 3 CFR, 1995 Comp., p. 356)、大統領令13224(66 FR 49079, 3 CFR, 2001 Comp., p. 786)、若しくは公法104-132に基づいて指定された個人若しくは団体、1995年10月21日の大統領令12978(60 FR 54579, 3 CFR, 1995 Comp., p. 415)若しくは外国麻薬中心人物指定法(21 U.S.C. 1901-1908)に基づいて指定された麻薬密売団体、又は大量破壊兵器若しくはミサイル拡散へのその関与若しくはそれらの関与に対する規制対象の外国の組織、グループ、若しくは個人への、本節の(a)(1)(ii)項で示される品目の輸出又は再輸出に対して、いかなる特定輸出許可も与えられない。本項で記述される1年間の輸出許可の発行の前に本節の(b)(2)項に基づいて締結された未履行契約は、1年間の輸出許可の発行日をもって署名されたときみなされるものとする(従って、輸出者は1年間の輸出許可の発行日に始まる12か月以内に当該契約のもとに出荷を行うことが認められる)。

(ii) 本章でいうところにおいて、“本節の(a)(2)から(a)(4)項のゼネラルライセンスにより対象とされない農業貨物、医薬品、及び医療機器”は、以下のものである：

- (A) 本節の(a)(2)(ii)項で指定される除外農業貨物；
- (B) 本節の(a)(2)(iii)項で指定される除外医薬品；
- (C) 医療用品(本節(a)(3)(ii)項で指定されるもの)を除く医療機器(本節の(a)(3)項で指定されるもの)；並びに
- (D) 農業貨物(本節の(e)(1)項で指定されるもの)、医薬品(本節の(e)(2)項で指定されるもの)、及び医療用品(本節の(a)(3)項 ~~(a)(3)(ii)項~~で指定されるもの)であって、軍、諜報機関又は法執行機関の購入者又は輸入者を仕向先とするもの。

(2) (i) 農業貨物の輸出又は再輸出に対するゼネラルライセンス

本節の(a)(2)(ii)及び(a)(2)(iii)項で規定されるものを除いて、イラン政府、イラン国内の個人若しくは団体、又は上記のいずれかに専用で再販するために購入する第三国の国民への、農業貨物(本節の(e)(1)項で指定されるもの)(本章の付則Bでリストされる大量の農業貨物を除く)の対象者(本節の(e)(4)項で定義されるもの)による輸出又は再輸出、及び関連取引の実施(限定されるものではないが、船積み及び貨物検査の手配、保険の取得、資金調達及び支払の手配、貨

物の出荷、支払いの受納、契約の締結（未履行契約を含む）を含む）は、特定輸出許可により別途容認される場合を除いて、このゼネラルライセンスに基づく販売に対する支払条件及び資金調達が本章の § 560. 532により容認されるものに限定されており、かつそれらに整合していることを条件として、さらに、上記のすべての輸出及び再輸出が、輸出又は再輸出契約の署名日に始まる12か月以内に出荷されることを条件として、これによって容認される。

(i) 除外される農業貨物

本節の (a) (2) (i) 項は、以下の品目の輸出又は再輸出については容認しない：

トウゴマの実、トウゴマの実の種、保証無菌卵（無精卵又は有精卵）、乾燥卵白由来アルブミン、生きた動物（生牛、**シュリンプ、及びシュリンプエッグ**を除く）、胚（牛胚を除く）、トウアズキ、非食品等級のゼラチンパウダー、ペプトンとそれらの誘導品、高吸収性ポリマー、ウエスタンレッドシーダー、又はすべての肥料。

(ii) 除外される者

本節の (a) (2) (i) 項は、**軍、諜報機関**又は法執行機関の購入者又は輸入者を仕向先とする農業貨物の輸出又は再輸出については容認しない。

(iv) 関連する訓練に対するゼネラルライセンス

イラン政府、イラン国内の個人若しくは団体、又は上記のいずれかの者に専用で再販するために購入する第三国に所在する者への、本節の (a) (2) 項に則って輸出又は再輸出された農業貨物の安全で有効な使用のために必要であって通例的に付随する訓練の、対象とする者（本節の (e) (4) 項で定義される者）による提供は、以下を条件として、容認される：

(A) ゼネラルライセンスにより別途容認されない限り、このゼネラルライセンスに基づく販売に対する支払条件及び資金調達は、§ 560. 532により容認されるものに限定され、かつ、それらに整合していること；

(B) この認可に則って提供されるすべての技術は、EAR99に指定されるものであること；かつ

(C) それらの訓練は、いかなる**軍、諜報機関、又は法執行機関、若しくはそれらの当局者若しくは代理人**にも提供されないこと。

§ 560. 530の (a) (2) 項の注：2000年制定の通商制裁改革・輸出促進法 (22 U.S.C. 7205) の § 906 (a) (1) に沿って、毎年、OFACは本ゼネラルライセンスを失効させるか否かについて決定を行う。失効されない限り、このゼネラルライセンスは引き続き有効である。

(3) (i) 医薬品及び**医療機器医療用品**の輸出又は再輸出に対するゼネラルライセンス

本節の (a) (3) (ii) 項から (a) (3) (iv) 項 ~~(a) (3) (iii) 項及び (a) (3) (iv) 項~~ で規定されるものを除いて、イラン政府、イラン国内の個人若しくは団体、又は上記のいずれかに専用で再販するために購入する第三国の国民への、医薬品（本節の (e) (2) 項で指定されるもの）及び**医療機器医療用品**（本節の (e) (3) 項 ~~(a) (3) (ii) 項~~ で指定されるもの）の対象者（本節の (e) (4) 項で定義されるもの）による輸出又は再輸出、及び関連取引の実施（~~限定されるものではないが、船積み及び貨物検査の手配、保険の取得、資金調達及び支払の手配、貨物の出荷、支払いの受納、契約の締結（未履行契約を含む）を含む~~）は、特定輸出許可により別途容認される場合を除いて、このゼネラルライセンスに基づく販売に対する支払条件及び資金調達が本章の § 560. 532により容認されるものに限定されており、かつそれらに整合していることを条件として、さらに、上記のすべての輸出及び再輸出が、輸出又は再輸出契約の署名日に始まる12か月以内に出荷されることを条件として、これによって容認される。

(i) 除外される医療機器

本節の (a) (3) (i) 項は、OFACのウェブサイト ([www.treasury.gov/ofac](http://www.treasury.gov/ofac)) のイラン制裁ページで維持されている特定の認可を必要とする**医療機器**のリストに掲載されている**医療機器**の輸出又は再輸出については、容認しない。

~~(ii) 医療用品の定義~~

~~このゼネラルライセンスでいうところにおいて、用語「医療用品」とは医療機器（本節の (e) (3) 項で~~

~~定義されるもの)であって、OFACのウェブサイト (www.treasury.gov/ofac) のイラン制裁のページにある医療用品リストに掲載されているものをいう。~~

~~§ 560.530の(a)(3)(ii)項の注：この医療用品リストは、OFACのウェブサイト (www.treasury.gov/ofac) のイラン制裁のページにおいて維持されている。また、このリストは、このリストに何らかの変更を行うとき、官報で公示される。医療用品リストには、以前OFACが、特定輸出許可申請書とともに提出される商務省産業安全保障局により発行されたEAR99の公式番号分類を必要としなかった医療機器であって、現在では通常的に輸出が許可されるものが含まれている。~~

(iii) 除外される医薬品

本節の(a)(3)(i)項は、以下の医薬品の輸出又は再輸出については容認しない：

非ステロイド系鎮痛薬、コリン作動薬、抗コリン作用薬、オピオイド、麻薬、ベンゾジアゼピン系薬剤及び生物活性ペプチド。

(iv) 除外される者

本節の(a)(3)(i)項は、軍、諜報機関又は法執行機関の購入者又は輸入者を仕向先とする医薬品又は医療機器医療用品の輸出又は再輸出については容認しない。

(v) 関連する訓練に対するゼネラルライセンス

イラン政府、イランに所在する個人若しくは団体、又は上記のいずれかの者に専用で再販するために購入する第三国に所在する者への、本節の(a)(3)項に則って輸出又は再輸出された医薬品及び医療機器の安全で有効な使用のために必要であって通例的に付随する訓練の、対象とする者(本節の(e)(4)項で定義される者)による提供は、以下を条件として、容認される：

(A) ゼネラルライセンスにより別途容認されない限り、このゼネラルライセンスに基づく販売に対する支払条件及び資金調達は、§ 560.532により容認されるものに限定され、かつ、それらに整合していること；

(B) この認可に則って提供されるすべての技術は、EAR99に指定されるものであること；かつ

(C) それらの訓練は、いかなる軍、諜報機関、又は法執行機関、若しくはそれらの当局者若しくは代理人にも提供されないこと。

§ 560.530の(a)(3)項の注：2000年制定の通商制裁改革・輸出促進法(22 U.S.C. 7205)の§ 906(a)(1)に沿って、毎年、OFACは本ゼネラルライセンスを失効させるか否かについて決定を行う。失効されない限り、このゼネラルライセンスは引き続き有効である。

(4) 特定の医療機器の交換部品の輸出又は再輸出に対するゼネラルライセンス

(i) 本節の(a)(4)(ii)項で規定される場合を除いて、本節の(a)(1)又は(a)(3)(i)項に基づいて輸出又は再輸出された医療機器(本節の(a)(3)項で指定されるもの)について、イラン政府、イラン国内の個人若しくは団体、又は上記のいずれかの者に専用で再販するために購入する第三国に所在する者への交換部品の、対象とされる者(本節の(e)(4)項で定義される)による輸出又は再輸出、及び関連取引の実施(限定されるものではないが、船積み及び貨物検査の手配、保険の取得、資金調達の手配及び支払い、貨物の出荷、支払いの受納、契約の締結(未履行契約を含む)を含む)は、このゼネラルライセンスに基づく販売に対する支払条件及び資金調達が本章の§ 560.532により容認されるものに限定されており、かつ、それらに整合していることを条件とし(特別なライセンスにより別途容認される場合を除く)；また、さらに、以下を条件として、さらにそれらの交換部品が1対1の輸出又は再輸出の基準(すなわち、こわれた若しくは動作しなくなった部分品を交換するために1つのみの交換部品が輸出若しくは再輸出することができる)に限定されることを条件として、この条項によって容認される：

(A) それらの交換部品が、EAR99に指定されるものであるか、又は輸出管理規則(15 CFR § 730から§ 774(EAR))の対象でない交換部品の場合には、もし、それらが米国内に所在していた場合、EAR99に指定されるものであること；

(B) その交換部品が、本節の(a)(3)(i)項に則って以前に輸出又は再輸出された医療機器の壊れた

若しくは故障した部分品を交換するために輸出又は再輸出されるものであるか、或いはその交換部品の輸出又は再輸出が当該医療機器の適正な予防保守に必要であって通例的に付随するものであること；

(C) 交換部品であって輸出又は再輸出されるもの及びイランに蓄積されるものの数量が、イラン国内の関連する医療機器で現在使用中の対応する使用可能な部品の数を超えないこと；かつ

(D) 壊れた若しくは故障した交換部品であって、交換されるものが、交換部品の供給元により選択されたイラン国外に所在するイラン以外の団体に直ちに輸出、再輸出、又はその他の形態で提供されること。

(ii) 除外される者

本節の(a)(4)(i)項は、軍、諜報機関又は法執行機関の購入者又は輸入者への医療機器の交換部品の輸出又は再輸出については容認しない。

§ 560.530の(a)(4)項の注：2000年制定の通商制裁改革・輸出促進法(22 U.S.C. 7205)の§ 906(a)(1)に沿って、毎年、OFACは本ゼネラルライセンスを失効させるか否かについて決定を行う。失効されない限り、このゼネラルライセンスは引き続き有効である。

(5) 医療機器のオペレーション、保守、及び修理のために必要な役務及びソフトウェアに対するゼネラルライセンス

(i) オペレーションソフトウェア

本節の(a)(5)(iv)項で規定される場合を除いて、本節に基づいて輸出又は再輸出された医療機器又は交換部品のインストール及びオペレーションのために必要なソフトウェアについて、イラン政府、イラン国内の個人若しくは団体、又は上記のいずれかの者に専用で再販するために購入する第三国に所在する者への、対象とされる者(本節の(e)(4)項で定義される)による輸出又は再輸出、及び関連取引の実施は、上記のソフトウェアがEAR99に指定されるものであるか、又はEARの対象でないソフトウェアの場合、もし、それらが米国内に所在していた場合、EAR99に指定されるものである場合であって、また、さらにこのゼネラルライセンスに基づく販売に対する支払条件及び資金調達が§ 560.532により容認されるものに限定されていることを条件として(特別なライセンスにより別途容認される場合を除く)、この条項によって容認される。

(ii) ソフトウェアのアップデート

本節の(a)(5)(iv)項で規定される場合を除いて、本章に基づいて以前に輸出、再輸出、又は提供された医療機器、交換部品、及び関連ソフトウェアに向けられるソフトウェアであって、それらにおける安全及びサービスのアップデート並びにシステムエラー又は動作上のエラーの修正の提供に限定されているものの、イラン政府、イラン国内の個人若しくは団体、又は上記のいずれかの者に専用で再販するために購入する第三国に所在する者への、対象とされる者(本節の(e)(4)項で定義される)による輸出又は再輸出、及び関連取引の実施は、上記のソフトウェアがEAR99に指定されるものであるか、又はEARの対象でないソフトウェアの場合、もし、それらが米国内に所在していた場合、EAR99に指定されるものである場合であって、また、さらに、このゼネラルライセンスに基づく販売に対する支払条件及び資金調達が§ 560.532により容認されるものに限定されていることを条件として(特別なライセンスにより別途容認される場合を除く)、この条項によって容認される。上記のソフトウェアのアップデートは、元々のソフトウェアが輸出又は再輸出された先の同じユーザーに向けてのみ輸出又は再輸出することができる。

(iii) 保守及び修理の役務

本節の(a)(5)(iv)項で規定される場合を除いて、本節に基づいて以前に輸出又は再輸出された医療機器の保守及び修理に必要な役務(患者の安全又は効果的なオペレーションを確保するための検査、試験、較正、又は修理の役務を含む)の、イラン政府、イラン国内の個人若しくは団体、又は上記のいずれかの者に専用で再販するために購入する第三国に所在する者への対象とされる者(本節の(e)(4)項で定義される)による輸出又は再輸出、及び関連取引の実施は、上記の役務が、最初に輸出又は再輸出が認可された医療機器の機能的能力を実質的に変えないものである場

合であって、また、さらに、このゼネラルライセンスに基づく販売に対する支払条件及び資金調達が § 560. 532により容認されるものに限定されていることを条件として（特別なライセンスにより別途容認される場合を除く）、この条項によって容認される。

(iv) 除外される者

本節の(a) (5) (i)項から(a) (5) (iii)項は、軍、諜報機関又は法執行機関の購入者又は輸入者への、医療機器のためのソフトウェア、ソフトウェアのアップデート、又は保守及び修理の役務の輸出又は再輸出については容認しない。

(6) (i) 特定の米国原産の農業貨物、医薬品、及び医療機器に対するゼネラルライセンス

本節の(a) (6) (i)項で規定される場合を除いて、本節における容認に基づいて以前に輸出又は再輸出された米国原産の農業貨物、医薬品、及び医療機器（それらの部品、部分品、又は附属品を含む）であって、こわれたもの、不良品、又は故障したもの、又はリコール、有害事象、若しくはその他の安全上の懸念に関係するものの米国への輸入、並びに関連取引の実施は、この条項によって容認される。

(ii) 除外される者

本節の(a) (6) (i)項は、本節における容認に基づいて以前に輸出又は再輸出された米国原産の農業貨物、医薬品、及び医療機器であって、こわれたもの、不良品、又は動作不能品であるもの、又はリコール、有害事象、若しくはその他の安全上の懸念に関係するものの、軍、諜報機関又は法執行機関の購入者又は輸入者からの米国への輸入については容認しない。

(b) 特定輸出許可を必要とする対象製品の輸出及び再輸出の手配に対するゼネラルライセンス

- (1) 本節の(a) (1) (i)項に基づいて容認される販売に関して、イラン政府、イラン国内の個人若しくは団体、又は上記のいずれかに専用で再販するために購入する第三国の国民への、農業貨物、医薬品、及び医療機器の輸出又は再輸出のための配送手配の実施、貨物検査、保険の取得、及び資金調達（§ 560. 532に沿った調達）であって、本節の(a) (2)から(a) (4)項のゼネラルライセンスで対象とされないもの（本節の(a) (1) (ii)項で示されるもの）は、容認される。
- (2) 農業貨物、医薬品、及び医療機器であって、本節の(a) (2)から(a) (4)項のゼネラルライセンスで対象とされないもの（本節の(a) (1) (ii)項で示されるもの）のイラン政府、イラン国内の個人若しくは団体、又は上記のいずれかに専用で再販するために購入する第三国の国民への輸出又は再輸出のための未履行契約の締結（未履行のプロフォーマインビス[見積り送り状]、原則的合意、又は公開入札に応じる入札等の受託能力の未履行のオファーを含む）は、その未履行の契約の履行が 本節の(a) (1) (i)項で記述される1年間の特定輸出許可の事前の発行を条件として明確に行われることを条件として、容認される。

(c) 1年間の輸出許可の取得についての説明

本節の(a) (1) (i)項で記述される1年間の特定輸出許可を取得するために、輸出者はOFACに以下のものを提供しなければならない：

- (1) 申請者の正式のフルネーム（及び、申請者が事業者であれば、法人組織の州又は法域及び主たる事業所）；
- (2) 申請者の郵送先住所及び所在地住所（並びにOFACが信頼できる連絡先に連絡できるように、申請者は申請及び関連する商取引に責任を有する個人の名前に加えて、電話番号及びファックス番号、もし利用できるなら、電子メールアドレスを含めなければならない）；
- (3) その取引業務において利害関係を有するすべての当事者の名前、郵送先住所、及び（もし利用できるなら）ファックス番号及び電話番号及び電子メールアドレス。その貨物がイラン国内の購入代理店に輸出又は再輸出される場合、輸出者は当該購入が行われる先に対する卸売レベルでの代理店の主体を特定しなければならない。その貨物が個人に輸出又は再輸出される場合、輸出者は当該個人が所属する組織又は団体であって、その取引に利害関係を有するものを特定しなければならない；

- (4) 請求された1年間の輸出許可に基づいて輸出又は再輸出されるすべての品目の説明（その品目がEAR99に指定される記述、又はそれらが米国内にあった場合にEAR99に指定される記述を含む）、及び、もし必要な場合、輸出又は再輸出される品目がEAR99に指定されること、又はそれらが米国内にあった場合にEAR99に指定されること、かつ、本節の(d)項に記載される制限事項に該当しないことを立証するのに十分な書類；並びに
- (5) EAR対象品目について、産業安全保障局（BIS）により発行される公式の貨物分類番号EAR99（その製品がEAR99に指定されることを証明するもの）が、すべての肥料、生牛、ウエスタンレッドシーダー、又は除外される医療機器（本節の(a)(3)(i)項で指定されるもの）~~医療用品以外の医療機器（§ 560.530(a)(3)(ii)で定義されるもの）~~の輸出又は再輸出を認可する輸出許可を求める請願書とともにOFACに提出することが必要である。BISからの公式の貨物分類番号EAR99の取得についての説明については、~~15 CFR 748.345-CFR 745.3~~を参照のこと。

#### (d) 制限事項

- (1) 本節において、或いは本節の(a)項で示される若しくは本節の(a)項に基づいて発行されるゼネラルライセンス若しくは特定輸出許可において、他の連邦機関の輸出許可申請要求事項から輸出者を解放することはない。
- (2) 本節において、或いは本節の(a)項で示される若しくは本節の(a)項に基づいて発行されるゼネラルライセンス若しくは特定輸出許可において、農業貨物、医薬品、又は医療機器であって、武器輸出管理法(22 U. S. C. 2778)の§ 38で規定される米国軍需品リストで規制されるもの；1979年制定の輸出管理法若しくは承継法(50 U. S. C. App. 2401以下参照)で規制されるもの；又は化学生物兵器若しくは大量破壊兵器の開発若しくは製造を容易にするために使用されるものの輸出又は再輸出を容認しない。
- (3) 本節において、或いは本節の(a)項で示される若しくは本節の(a)項に基づいて発行されるゼネラルライセンス若しくは特定輸出許可において、農業貨物、医薬品、又は医療機器を製造するために使用される米国製の技術又はソフトウェア（例えば、バイオテクノロジーの品目又は医療機器の設計又は製造に係る技術）の販売又は供給に対する禁止事項に影響しない。
- (4) 本節において、或いは本節の(a)項で示される若しくは本節の(a)項に基づいて発行されるゼネラルライセンス若しくは特定輸出許可において、米国の不拡散輸出規制（輸出管理規則(115 CFR § 744)のもとに維持されているエンドユーザー・エンドユース規制を含む）に影響しない。
- (5) 本節において、OFACにより施行されるテロリズム、大量破壊兵器の拡散、又は麻薬の不法取引の計画(31 CFR § 536, § 544, § 594, § 595, § 597, 及び § 598)のもとに、財産及び財産権が凍結されている者、又はこれらのもとに何らかの制裁の指定者若しくは別途対象となる者との売買又は取引、或いは外国の組織、グループ、若しくは個人であって、大量破壊兵器若しくはミサイルの拡散におけるその関与、又は本章に基づいて凍結された財産への関与若しくは本章により禁止されているその他の行為であって、本章において若しくは本章に基づいて別途容認されていない行為への関与に対して規制の対象となるものとの売買又は取引については容認しない。
- (6) 本節において、或いは本節の(a)項で示される若しくは本節の(a)項に基づいて発行されるゼネラルライセンス若しくは特定輸出許可において、農業貨物、医薬品、若しくは医療機器であって、EAR99に指定されないもの、又はEARの対象でない農業貨物、医薬品、若しくは医療機器の場合には、それらが米国内に所在していた場合にEAR99に指定されないものの輸出又は再輸出を容認しない。

#### (e) 対象品目

本章でいうところにおいて、農業貨物、医薬品、及び医療機器は次の通り定義される。

##### (1) 農業貨物

本章でいうところにおいて、農業貨物とは以下のものをいう：

- (i) EARの対象となる製品(15 CFR § 774)の場合にはEAR99に指定される製品、及び、EARの対象で

ない製品の場合にはそれらが米国内に所在していた場合にEAR99に指定されたもの（それぞれの場合において、1978年制定の農産物貿易法(7 U. S. C. 5602)で定義される用語“農業貨物”に該当するもの)；並びに

(i) EARの対象となる製品(15 CFR § 774)の場合にはEAR99に指定される製品、及び、EARの対象でない製品の場合にはそれらが米国内に所在していた場合にEAR99に指定されたもの（それぞれの場合において、イラン国内において以下のいずれかに該当する最終用途に向けられるもの）：

- (A) 人間用食品（未加工品、加工品、及び包装済み食品；生きた動物；ビタミン及びミネラル；食品添加物若しくは補助食品；並びにビン詰めにした飲料水）又は動物用食品（動物飼料）；
- (B) 食用作物のための種；
- (C) 化学肥料若しくは有機肥料；又は
- (D) 食用動物の生産のための繁殖材料（例えば、生きた動物、受精卵、受精卵及び精液）。

## (2) 医薬品

本章でいうところにおいて、医薬品とは、連邦食品・医薬品・化粧品法(21 U. S. C. 321)の§ 201にある用語“drug”[薬品]の定義に該当する品目をいう、また、EAR対象品目の場合にはEAR99に指定される品目、EARの対象でない品目の場合にはそれらが米国内に所在していた場合にEAR99に指定されたものをいう。

§ 560. 530(e) (2)の注：商務省産業安全保障局は、そのウェブサイトで、EAR99に指定されず、従って、本節におけるゼネラルライセンス又は特定輸出許可が適用されない医薬品のリストを提供している。

## (3) 医療機器

本章でいうところにおいて、医療機器とは、連邦食品・医薬品・化粧品法(21 U. S. C. 321)の§ 201にある用語“device”[機器]の定義に該当する品目をいう、また、EAR対象品目の場合にはEAR99に指定される品目、或いはEARの対象でない品目の場合にはそれらが米国内に所在していた場合にEAR99に指定されたものをいう。

## (4) 対象者

本章でいうところにおいて、対象者とは、EAR対象品目の輸出又は再輸出に関しては、米国人又は非米国人をいい、また、EARの対象ではない品目では、米国人（所在地を問わない）又は米国人により所有又は管理されている団体及び米国外において設立又は維持されている団体をいう。

## (f) 除外品目

- (1) 本章でいうところにおいて、用語 農業貨物には木材から製造された家具；衣類であって工場で作られたもの若しくは動物性物質から製造されたもの；農業機器（手工具か電動機器かを問わない）；農薬、若しくは除草剤；又は化粧品（もっぱら植物材料に由来するものを除く）。
- (2) 本章でいうところにおいて、用語 医薬品には化粧品を含まない。

## (g) 米国が所有又は管理する外国団体による除外取引

本節において、或いは本節で示される若しくは本節に基づいて発行されるゼネラルライセンスにおいて、米国人により所有又は管理されている団体及び米国外において設立又は維持されている団体による取引であって、米国人によって従事されるか米国内において従事される場合において、その取引がこの第V章の他のパートで禁止される場合に§ 560. 215により別途禁止されるものについては容認しない。

[77 FR 64666, Oct. 22, 2012, as amended at 77 FR 75849, Dec. 26, 2012; 79 FR 18993, Apr. 7, 2014]

**§ 560.540 インターネットベースの通信に付随する特定のサービス及びソフトウェアの輸出**

(a) 当該取引が本章の禁止事項から除外されない範囲内において、かつ、本節の(b)項で示される制限事項を条件として、以下の取引が容認される：

- (1) インターネット上の個人のコミュニケーションの交換に付随するサービス（例えば、インスタントメッセージ、チャット・電子メール、ソーシャル・ネットワークキング、写真・映画の共有、ウェブ閲覧及びブログ）のイランに在住する者への米国からの輸出又は米国人（所在地を問わない）による輸出（当該サービスがユーザーに無料で一般に入手可能であることを更なる条件とする）。
- (2) 本節の(a)(1)項で定めるサービスを可能にするのに必要なソフトウェアのイランに在住する者への米国からの輸出又は米国人（所在地を問わない）による輸出（ただし、当該ソフトウェアが輸出管理規則15 CFR § 730から§ 774(“EAR”)のEAR99に指定されるもの、EARの対象でないもの、又は米国商務省(“商務省”)によりEARの輸出規制分類番号(“ECCN”)5D992のもとにマスマーケットソフトウェアに分類されるものであることを条件とし、かつ当該ソフトウェアがユーザーに無料で一般に入手可能であることを更なる条件とする）。

(b) 本節は以下については認可しない：

- (1) サービス又はソフトウェアの直接的又は間接的な輸出であって、当該サービス又はソフトウェアがイラン政府を対象としていることを知って又は知り得る状況において行われるもの；
- (2) EARの商務省規制品リスト(15 CFR § 774のSupplement No. 1(“CCL”)にリストされている貨物又は技術の直接的又は間接的な輸出（ただし、本節の(a)(1)項で定めるサービスを可能にするのに必要なソフトウェアであって、商務省によりEARのECCN 5D992のもとにマスマーケットソフトウェアに分類されるものを除く）；
- (3) インターネット接続サービス又は通信伝送設備（例えば、衛星網接続若しくは地上網接続）の直接的又は間接的な輸出；或いは
- (4) 個人通信以外を目的とするWebホスティングサービス（例えば、営利行為のためのWebホスティングサービス）又はドメイン名登録サービスの直接的又は間接的な輸出。

(c) インターネット上での情報の共有に付随するその他の（有料のものを含む）サービス又はソフトウェアの輸出について、ケースバイケースで特別な輸出許可が発行される場合がある（ただし、当該ソフトウェアがEAR99に指定されるもの、EARの対象でないもの、又は商務省によりEARのECCN 5D992のもとにマスマーケットソフトウェアに分類されるものであることを条件とする）。

[64 FR 20174, Apr. 26, 1999、改正 75 FR 11000, Mar. 10, 2010; 77 FR 64668, Oct. 22, 2012]

**Subpart F— 報告**

(省略)

**Subpart G— 罰則**

(省略)

**Subpart H— 手続き**

(省略)

**Subpart I— 書類削減法**

(省略)